

住民関係事務事業（その 3）防犯灯設置の取扱いについて

住民関係事務事業（その 3）防犯灯設置の取扱いについて提出する。

平成 16 年 9 月 29 日提出

神崎町・大河内町合併協議会
会 長 足 立 理 秋

協 定 項 目	24-5	住民関係事務事業（その 3）防犯灯設置の 取扱い
1 防犯灯の設置及び維持管理については、新町発足までに大河内町の例により調整する。 また、新町発足までに、補助金交付要綱を定め適正化を図る。		

平成 16 年 9 月 29 日 (確認)・継続審議